

平成30年第29回公安委員会会議録

日時	11月1日(木曜日)	自午後1時30分 至午後4時00分	場所	公安委員会室
会議	公安委員	高木委員長 原委員 山本委員 小野委員 下山委員		
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長		

第1 定例会議

1 被害者支援施策「ホンデリング」について～本でひろがる支援の輪～

(1) 趣旨・目的

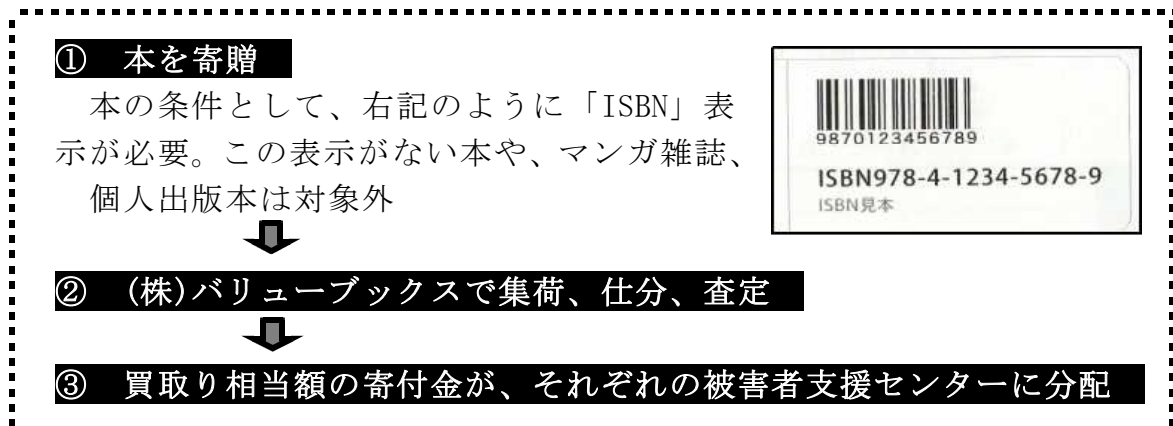
不要になった本を寄贈し、その売却代金を「寄付金」として、犯罪被害に遭われた方々への様々な支援活動に役立てようというもの。

「本(=ホン)で支援の輪(=リング)が広がってほしい」という願いを込めて名付けられたもので、平成23年12月から全国でスタートし、ネットワークに加盟している各都道府県の「被害者支援センター」に寄付できる仕組みが整備されている。

(2) 支援活動の内容

寄付金は、転居費用支援、無料カウンセリングや法律相談の充実、二次的な被害を防止するための社会啓発セミナー開催などの費用に充てられている。

(3) ホンデリングの流れ



※ 5冊以上寄贈すれば、送料は無料

(4) 過去の実績(熊本県内)

- ・ 平成25年度 ～ 7, 437円
- ・ 平成26年度 ～ 55, 628円
- ・ 平成27年度 ～ 56, 533円

- ・ 平成28年度 ～ 95, 181円
- ・ 平成29年度 ～ 298, 439円

(5) 本年度の取組

- 被害者支援広報月間である11月中、本部1階玄関ロビーに専用の回収ボックスを設置（右写真のとおり）
- 各警察署においても、同様に実施
- 各種広報媒体を活用して県民に周知し協力依頼



【委員からの質問等】

委員から「ホンデリングが議題になるのは初めてだが」旨の発言があり、警察から「被害者支援のため力を入れている」旨の説明があった。さらに委員から「本を集める目標はあるのか」旨の発言があり、警察から「昨年度以上を目指したい」旨の説明があった。

2 指名手配被疑者捜査強化月間の実施について

(1) 月間の目的

警察庁指定重要指名手配被疑者を始め、逃亡を続ける指名手配被疑者を対象に、県民の協力を得ながら集中的に捜査を実施し、早期検挙に結びつけることを目的とする。

(2) 実施期間

平成30年11月1日（木）から同月30日（金）までの1か月間

(3) 指名手配被疑者

- 全国 約700人（10月3日現在）
（うち警察庁指定重要指名手配被疑者 12人）
- 熊本県 4人（11月1日現在）

警察庁指定重要指名手配被疑者 12人

（うち捜査特別報奨金対象被疑者 4人）

※ 警察庁指定重要指名手配被疑者4人に係る捜査特別報奨金の上限額は、いずれも300万円

期間：平成30年11月1日から平成31年10月31日まで

(4) 月間中の主な施策

- ア 宿泊施設等に対する捜査
県内のホテル・旅館等
- イ 各種広報媒体を活用した広報
 - (ア) 電光掲示板等の活用
 - (イ) 横断幕、ポスター等の掲示



昨年のロアッソホームゲームでの広報状況

【委員からの質問等】

委員から「写真と逮捕された犯人の顔はギャップがあるが、捜査員は良く捕まえると感心している」旨の発言があり、警察から「ベテランの捜査員になると一千人位の顔を記憶して毎日捜査に当たっている」旨の説明があった。

3 飲酒運転取締り強化期間の実施について

(1) 飲酒事故等の状況

ア 飲酒事故の発生状況

(単位：件数)

区分	25年	26年	27年	28年	29年	30年	前年 同期比
飲酒事故	57(1)	69(5)	64(3)	69(2)	53(6)	36(3)	±0(-2)
指数	100	121.1	112.3	121.1	93.0	-	-

注1：()内は、死者数

2：指数は平成25年を100とした指数

3：平成30年は9月末現在

イ 飲酒運転の検挙状況

(単位：件数)

区分	25年	26年	27年	28年	29年	30年	前年 同期比
飲酒検挙	574	588	568	664	579	405	+5
指数	100	102.4	99.0	115.7	100.9	-	-

注：平成30年は9月末現在

(2) 実施期間

平成30年11月16日(金)から12月15日(土)までの30日間

(3) 取締りの重点

- ア 飲酒運転の徹底検挙
- イ 飲酒運転の車両等提供罪、酒類提供罪及び同乗罪の徹底検挙
- ウ その他無免許運転の徹底検挙

【委員からの質問等】

委員から「取締りの広報はするのか」旨の発言があり、警察から「意識啓発の広報は計画している」旨の説明があり、委員から「取締りと併せて意識啓発をしっかりとやってもらいたい」旨の発言があった。

第2 報告・決裁等

- 1 熊本県公安委員会事務専決規則の一部改正の決裁
交通規制課長から説明があり、決裁が行われた。
- 2 熊本県公安委員会による交通規制の意思決定（信号機の新設等）の決裁
交通規制課長から説明があり、決裁が行われた。
- 3 審査請求（H29No.6）にかかる熊本県情報公開審査会からの答申の報告
広報県民課文書情報室長から報告が行われた。
- 4 平成30年第28回公安委員会会議録の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 5 審査請求（H30No.1）裁決の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 6 審査請求（H30No.7）受理の報告
公安委員会事務室から報告が行われた。
- 7 苦情（H30No.16）受理の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。